令和７年度福井市財産有効活用民間提案制度

募集要項

福井県福井市

１　制度の概要と特徴

（１）制度の概要

「財産有効活用民間提案制度（以下「民間提案制度」という。)」は、福井市が所有する財産を有効活用するため、民間事業者の皆さまから、市の財政コストの削減や市民サービスの向上、地域の活性化等に繋がるユニークな提案を求め、本市との協議を経て実施していくものです。

【図：民間提案制度における官民のメリット】

【福井市】

●財産の有効活用
●財政コストの軽減
●市民サービスの向上
●地域経済の活性化

【民間事業者さま】

●新たなビジネスモデル
●企業イメージの向上

（２）制度の特徴

ア　随意契約の前提

民間事業者の皆さまからの提案は知的財産として捉えますので、提案が採用され、本市と協議が整った場合には、提案者と契約（随意契約）を行います。ただし、本市と協議中に、事業関係者と調整がつかないなど、提案内容の実現が困難となった場合は、契約の締結は行いません。

イ　地域振興規定による貸付料の減免

中山間地域等の財産を有効活用することにより、地域の活性化や交流人口の増加等が期待できることから、当該地域で「地域振興に資することを目的とした事業」（次項参照）を行う場合において、当該財産を無償又は減額による貸付も可能です。

減額・無償貸付が可能な財産については、４ページ又は「別添：財産概要」をご覧ください。

【地域振興に資することを目的とした事業】

次のいずれかの要件を満たす事業であることとします。

・地域の産業の振興に資する事業
・地域の雇用創出につながる事業
・地域の社会福祉の増進に資する事業
・地域の教育・文化の振興につながる事業
・上記に掲げるもののほか、地域の実情に則した土地利用や地域活性化につながる事業

【図：財産の無償・減額貸付による効果】

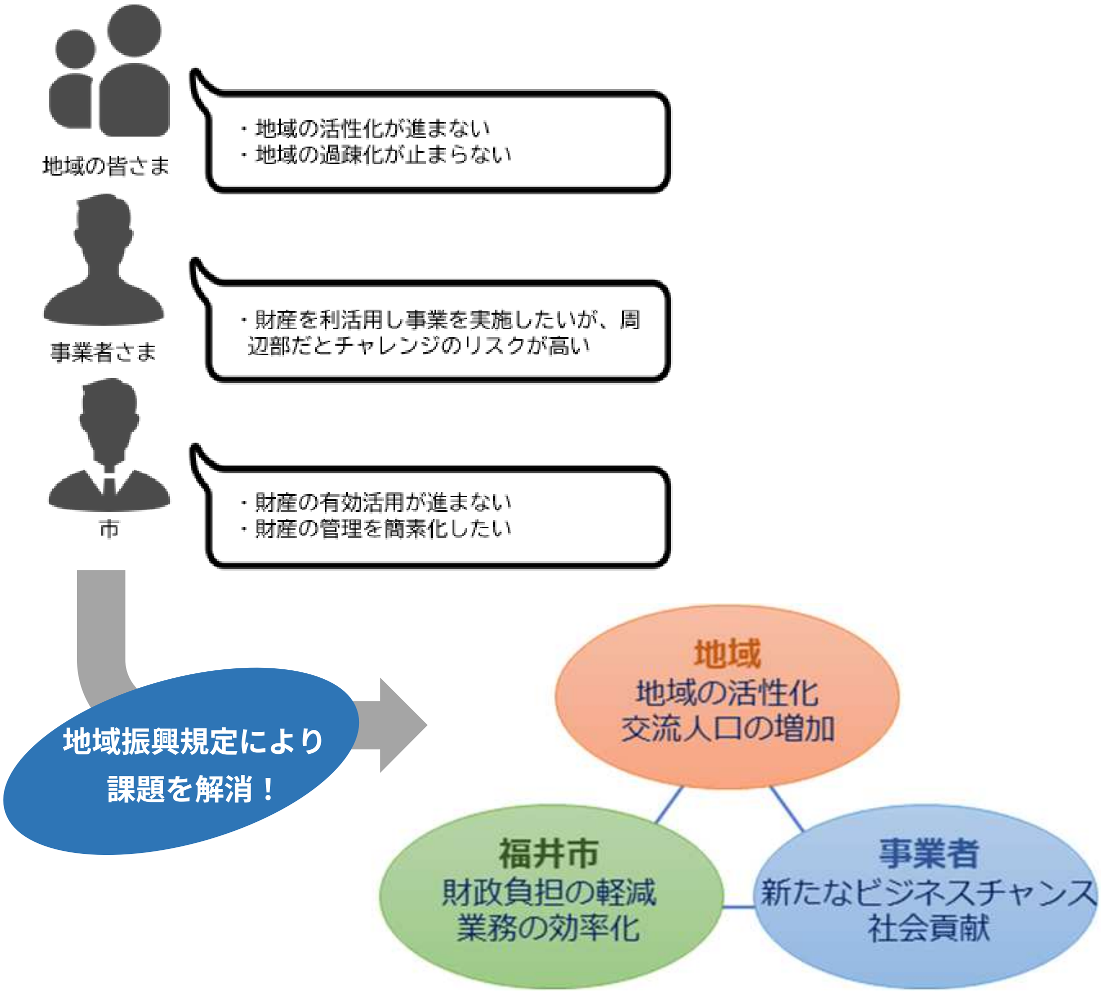

2　募集する提案

民間提案制度では、提案者自らが実施し、市の財政コストの縮減や市民サービスの向上等につながる下記の提案を募集します。

（1）低・未利用財産等の利活用提案	（2）広告提案
・低・未利用地の借受け ・低・未利用建物の借受け ・建物の余剰スペースの借受け　等	・公共施設内への広告掲出 ・窓口封筒や送付ハガキへの広告掲載 ・広告付物品の無償提供　等

受付できない提案

（1）（2）共通

・本市に経費負担が発生する提案
（ただし、十分な財政効果や政策実現に寄与すると認められる場合は除きます。）
・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
（ただし、JV（共同企業体）を組むなど共同での提案は可能です。）
・公序良俗に反する事業を行うなど市がふさわしくないと判断した提案

（1）低・未利用財産等	（2）広告
・施設の廃止や休止などを伴う提案（ただし、既に廃止、休止等の方針が示されている財産に対する提案、敷地や建物の一部など未利用部分のみを借受けて、当該財産の機能に支障をきたさないような提案などは可能です。） ・各財産における、適正価格を下回る提案（ただし、地域振興規定を適用する場合を除きます。） ・借地上にある公共施設の場合、土地だけ活用する提案	・「福井市屋外広告物条例」、「福井市広告事業実施要綱」など法令等に抵触する提案 ・ネーミングライツの提案 ・本市において既に実施している、あるいは、実施予定の広告掲載の提案（ただし、広告を掲載する媒体や掲載場所が異なれば可能です）。 ・指定管理制度を導入している施設に対する広告掲載

なお、次の場合は、本提案制度によらず、従来どおり所管部署において対応します。
・道路、河川、水路等の占用許可や払下げを求める場合
・交通、通信、電気その他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合

【提案を募集する財産】

（1）低・未利用財産

	財産名称	所管所属
新	小山谷第2公園	建設部公園課
	愛宕坂未利用地（1）	建設部足羽山公園事務所
	愛宕坂未利用地（2）	同上
地	旧すかっとランド九頭竜	福祉健康部地域包括ケア推進課

【備考】

・低・未利用財産等の詳細は、「別添：財産概要」をご覧ください。

・㊞は「地域振興規定」により無償又は減額での貸し付けが可能な財産です。

（2）広告

公共施設、物品、印刷物などの本市が保有する資産
ただし、審査により広告掲載がなじまないと判断する場合がありますので、ご了承ください。

３　提案できる方（参加資格要件等）

提案内容を自らが実施する法人及びその他団体（個人事業主、共同提案、広告代理店による提案も可能）が提案できます。法人格の有無は問いませんが、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は提案者及び構成員となることができません。

（1）福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
（2）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中のもの
（3）社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
（4）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
（5）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
（6）福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和６０年４月１日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止を受けているもの
（7）税を滞納しているもの
（8）その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

ただし、上記に関わらず、提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。

・各提出書類において虚偽の内容を記載した場合
・本要項に定める事項を遵守しない場合

４　提案に関する条件及び留意事項

（１）提案に関する条件

低・未利用財産等の利活用の提案については、次に掲げる事項を条件とします。

ア　原則として、土地に現存する建物や付帯設備等は、現状のまま全て一括での利活用となります（一部財産を除く）。

イ　土地、建物の利活用に伴う新たな整備、形態、運営にあたっては、関連する法令、条例等への適合、遵守するものとし、それらに必要な各種法令等に基づく届出等は利活用者が行うものとします。

ウ　利活用に伴い公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費（基本料金を含む）、維持管理等の実費費用は、全て利活用者の負担とします。なお、実費費用の算定のために計量機器等を設置する必要がある場合は、利活用者の負担にて設置することとなります。

エ　賃貸借金額については、原則として、「福井市財務会計規則」「福井市行政財産の使用料に関する条例」及び「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」等に基づき算定します。

オ　提案内容の実施期間は、原則５年以内で、本市との協議により成立した期間とします。ただし、提案事業者が行う建物・設備の新築・改築、改修等の理由で、本市がそれを超える契約期間が必要だと判断した場合はこの限りでありません。

（２）提案に関する留意事項

ア　提案申込等に係る費用負担

提案申込等（書類の作成及び提出）に係る経費は、提案者の負担とします。

イ　提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、本市は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。なお、提案者が事業者となった場合、著作権は本市に帰属するものとします。

ウ　特許権の侵害

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

エ　提案に対する情報公開

福井市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

オ　地域、地区への配慮

提案者は、事業運営、施設整備に当たっては、地域、地区との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への配慮をお願いします。

５　事業実施までのフロー

≪提案制度フロー図≫

	提案者	市
公募		提案の募集
事前相談	（1）事前相談 →	受付・対応
提案審査	（2）提案書等の提出 →	（3）提案書等の審査
	←	（4）審査結果の通知
契約	（5）協定の締結・事業化に向けた協議	
		予算措置・議会等
	契約の締結	
	（6）事業の実施 ←	モニタリング

≪令和７年度 提案制度スケジュール≫

提案の募集開始	令和７年８月２０日(水)
事前相談及び現地調査の受付	～令和７年１０月３１日(金)
提案書類の提出期限	令和７年１１月１４日(金)
プレゼンテーション審査	令和８年２月上旬(予定)
審査結果の通知· 公表	令和８年２月下旬(予定)

（１）事前相談（低・未利用財産の利活用提案のみ）

本提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、「低・未利用財産等の利活用提案」については、提案前の事前相談（面談）を必須とします。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。

なお、「広告提案」については、事前相談は原則不要ですが、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ア　申し込み方法

「事前相談申込書」（様式１号）に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、FAXにより各財産所管所属までお申し込みください（各財産所管所属の連絡先等は「別添：財産概要」にてご確認ください）。受付後、面談日についてご連絡いたします。面談の際には、事務局である施設活用推進課も同席いたします。

イ　相談内容に対する情報提供

面談時に、事前相談書の記載内容等を踏まえて、相談いただいた財産に関する基本的な情報等をお知らせします。

ウ　本市からのヒアリング

面談時に、検討されている提案内容についてヒアリングを行います。提案内容が関係法令に抵触する場合や、提案の事業内容に重大な課題がある等明らかに実現性が低いと判断される場合については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることがあります。

エ　現地調査

提案にあたり、希望する場合には、現地調査（物品等の実物確認を含む。）をすることができます。各財産所管所属等と日程調整を行ったうえで現地調査を実施してください。なお、現地調査については、施設運営に支障のない範囲で行うようにしてください。

オ　その他

面談時の質問については、個別にメールやFAXにて対応いたします。

（２）提案書等の提出

ア　提出書類

提出書類	提出部数
（様式２号） 提案書	正本１部、 副本６部（副本は複写可）
（様式３号） 提案に係る誓約書	正本１部、 副本６部（副本は複写可）
（様式４号） 提案団体調書	正本１部、 副本６部（副本は複写可）

イ　提出方法及び提出先

（ア）提出方法

持参又は郵送による提出

（イ）提出先

〒　９１０－８５１１　　福井市大手３丁目１０－１

低・未利用財産等の利活用提案　各財産所管所属　宛

※各財産の財産所管所属については、「別添：財産概要」に記載

広　　告　　提　　案　総 合 政 策 課　宛

ウ　提出期限日　令和７年１１月１４日（金）

≪備考≫

・市役所開庁日（平日）の午前９時から午後５時までとします。

・土日祝日の受付はできません。

・郵送の場合は、提出期限日の消印があるときも有効とします。

エ　提出後の辞退

提案提出後に提案を辞退したい場合は、参加辞退届（様式５号）を提出してください。

（３）提案書等の審査

ア　審査の流れ

（ア）低・未利用財産等の利活用提案

・提案要件を満たしているかを審査します。

・プレゼンテーション審査に係る日程等を通知します。

（イ）広告提案

・提案要件を満たしているかを審査します。

・「広告提案」は書類審査のみを実施します。

・一つの広告媒体に複数の提案があった場合には、提案価格等により優先順位付けを行います。

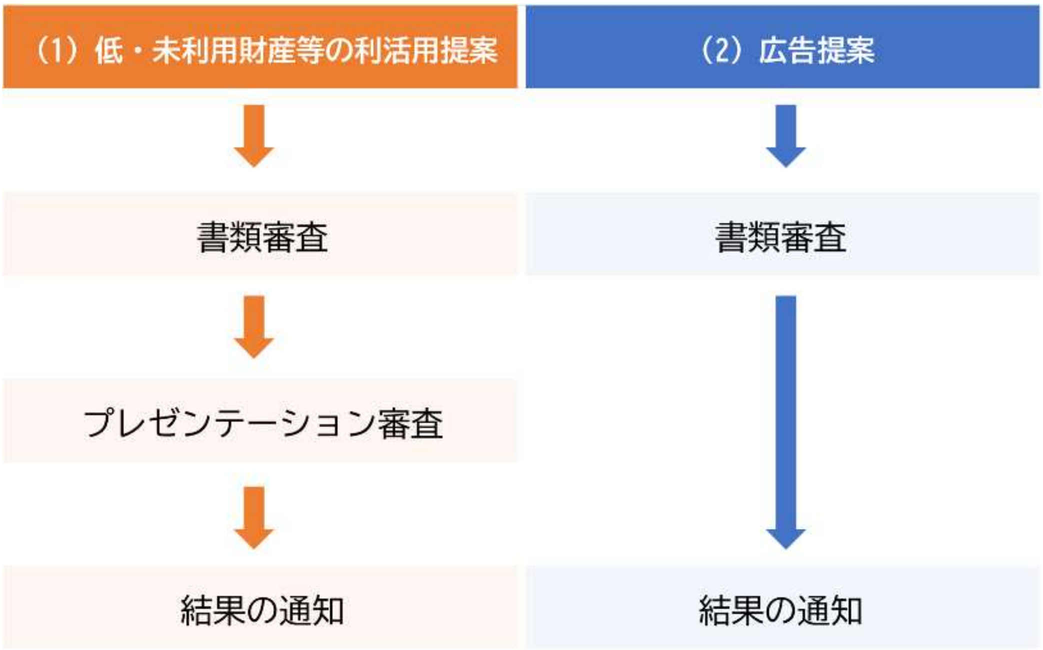

イ　プレゼンテーション審査（低・未利用財産等の利活用提案のみ）

（ア）審査の方法

a　審査は、施設マネジメント審査部会にて、提案者自身が提案内容を基にプレゼンテーションを行います。

b　審査にあたっては、下記の審査項目に基づいて行うこととし、採否は施設マネジメント審査部会で決定します。

c　審査は非公開で、提案者ごとに個別で行います。

d　一つの財産に複数の提案があった場合は、併せて優先順位付けを行います。

（イ）審査項目

項目	着眼点（例）
提案内容	・公共性や公益性の高い事業で市民サービスの向上につながる提案か ・対象財産で実施する必要性があるか ・福井市の各種政策、施策との整合性はあるか
事業計画	・持続可能な事業計画となっているか ・実現性の高い内容となっているか ・適正なスケジュールであるか ・法令の適合性、リスク管理など民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか
実施体制	・人員は適正であり、事業実施体制を有しているか ・事業実績、信頼性を有しているか
財政負担の軽減	・市の歳入アップに繋がる事業内容となっているか
独自性	・独自のアイディアや工夫に基づく付加価値はあるか
地域連携	・地域の雇用や経済等の活性化が図れるか ・地域交流や、地域連携、協力などの姿勢がみられるか ・地元産品の活用につながるものか

（ウ）採否の区分

・採用

今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの

・不採用

事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難であるもの等

（４）審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に通知するとともに、市のホームページで公表します。公表対象は「提案内容」、「提案の採用可否」とし、その後の事業化に向けた協議を経て、契約締結に至った場合は、「提案業者名」も公表します。

（５）協定の締結・事業化に向けた協議

ア　必要提出書類

提案者は、採用通知を受領後速やかに、下記の書類を事務局まで１部、持参又は郵送にてご提出してください。

提出書類	低未利用財産等の利活用提案	広告提案
法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類	○	○
役員名簿（法人の場合、最新のもの）	○	
市税の納税証明書（最新のもの）	○	○
開業届の写し（個人事業主の場合）	○	
構成員、責任の範囲を定めた協定書等 （様式任意、グループ又は任意団体の場合）	○	
財務諸表又は提案者の経営状況等が分かる書類 （令和５年度分）	○	

イ　協定の締結・事業化に向けた協議

採用された提案事業の提案者は交渉権者になり、上記書類の提出後、市と協定（Ｐ２４～２６参照）を締結し、協議期間や役割分担、協議内容範囲等を取り決めた上で、事業化に向けて財産所管所属と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。

ウ　契約方法

協議や関係者、議会との調整等の結果、協議が成立した場合、事業者として本市と契約（随意契約）を締結します。

エ　結果に対する情報公開

協議の結果は、本市のホームページにて公表します。

（６）事業の実施

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容の履行に向け、事業を進めていただきます。また、財産所管所属が事業内容の実施状況についてモニタリングを実施します。

６　問い合わせ先（事務局）

「制度全般に関すること」については	「広告提案」については
施設活用推進課	**総合政策課**
電　話　　0776-20-5275	電　話　0776-20-5283
ＦＡＸ　　0776-20-5778	ＦＡＸ　0776-20-5768
Ｅメール　sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp	Ｅメール　sougou@city.fukui.lg.jp

※各財産所管所属の連絡先等は、「別添：財産概要」をご覧ください。

参考　本市における財産の利活用の事例

旧国見公民館（民間提案制度）

■事業概要

旧国見公民館は、新公民館の建て替えにより、遊休施設となる予定でした。市としては、既存施設がまだ使えることから、民間提案制度において、当該施設の利活用提案を募りました。

■事業の特徴と効果

・クラゲを中心とした水族館の運営を提案した事業が選定され、越前海岸の新たな観光スポットして、地域の魅力向上につながりました。
・当該提案は、「地域振興に資する提案」と認められことから、無償貸借により、建物及び敷地が利活用されています。

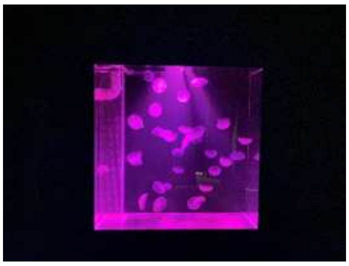

参考　本市における広告事業の事例

≪広告掲載による広告料収入の確保≫

市ホームページへのバナー広告

ごみ分別パンフレットへの広告掲載

市役所内　広告付案内地図板

公用車（車体両側面）への広告掲載

≪広告掲載による現物の無償提供≫

図書館の貸出雑誌の無償提供

行政情報冊子の作成・無償提供

※本市の広告実施事例については、市ホームページのトップの事業者向けメニューから確認できます。

福井市について

福井市は、福井県の県庁所在地で、人口は約２６万人の中核市です。１９４５年の大空襲その３年後の福井大地震の被害を乗り越え、復興を遂げたことから、不死鳥（フェニックス）を市のシンボルとしており、復興の願いを込められた２．２㎞の足羽川の桜並木は、日本さくら名所百選の１つにも数えられています。また、九頭竜、日野、足羽の３大河川がもたらす豊かな水と肥沃な土地により、おいしいお米や野菜が作られており、市の西側は日本海に面し、冬の「越前がに」に代表される海の恵みも豊富です。

また、本市では、県外の方々に本市の魅力を視覚的に分かりやすくイメージしていただけるよう「福井市イメージロゴ」【福いいネ！】を制作し、北陸新幹線開業後においても観光誘客、交流人口の拡大を持続させるため、首都圏北陸新幹線沿線自治体における本市の認知度向上・イメージ向上を図っています。

※北陸新幹線福井開業後の情報を含みます
※乗り継ぎ時間は含みません

東京から

- JR東京駅 北陸新幹線「かがやき」 ━━ 福井駅 ······ 約2時間50分
- 東名自動車道 名神自動車道 ━━ 北陸自動車道 福井IC ······ 約5時間30分
- 高速バス 東京駅 ━━ 福井駅東口 ······ 約8時間20分
- 羽田空港 ----- 小松空港 ━━ 連絡バス 福井駅東口 ······ 約2時間

大阪から

- 大阪駅 ━━ 特急サンダーバード 敦賀駅 ━━ 北陸新幹線 福井駅 ······ 約1時間45分
- 名神自動車道 ━━ 北陸自動車道 福井IC ······ 約2時間40分
- 高速バス 大阪梅田 ━━ 福井駅東口 ······ 約3時間30分

名古屋から

- 名古屋駅 東海道新幹線「ひかり」 ━━ 米原駅 ━━ 特急しらさぎ 敦賀駅 ━━ 北陸新幹線 福井駅 ······ 約1時間35分
- 名古屋駅 ━━ 特急しらさぎ 敦賀駅 ━━ 北陸新幹線 福井駅
- 名神自動車道 ━━ 北陸自動車道 福井IC ······ 約2時間
- 高速バス 名古屋名鉄バスセンター ━━ 福井駅東口 ······ 約2時間50分

※福井市観光ガイドブックより抜粋

※令和８年度には中部縦貫自動車道の県内区間全線開通が予定されています。

（様式１号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　西行　茂　様

（申込者）

住所又は所在地		（〒　　　－　　　）
商号又は名称		
代表者の職・氏名		
担当者	部　署	
	氏　名	
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	E-mail	

事前相談申込書

記

【提案予定の対象財産名】
【質問事項】
【現地調査(物品の現物確認を含む)の希望の有無】　（　有　・　無　）
【地域振興に資する事業を行うことを条件とした減免の希望】　（　有　・　無　）

（様式２号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　西行　茂　様

（提案者）

住所又は所在地	（〒　　　－　　　）
商号又は名称	
代表者の職・氏名	㊞

提　案　書

1　提案内容

・提案内容の概要や特徴について自由にご記載ください。
【必須項目】
　・提案の内容
　・希望借受価格
　・希望借受期間
　・希望借受面積（スペース）
・複数枚でも構いませんが、可能な限り少なくしてください。

（様式２号　続き）

２　提案理由

３　効果（公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等）

４　提案事業に対する収支計画

（様式３号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　　西行　茂　　様

申請者　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　㊞

提案に係る誓約書

弊社は、提案書を提出するにあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

（１）福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中のもの

（３）社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの

（４）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの

（６）福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和６０年４月１日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止を受けているもの

（７）税を滞納しているもの

（８）その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

（様式４号）

令和　　年　　月　　日

提案団体調書

団体の名称	１　企業　　２　ＮＰＯ法人　　３　市民活動団体　　４　その他 （　　　　　　　　）	
代表者	役職名	
	氏名	
団体の所在地等	〒	
	電話番号	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	
団体の設立年月日		
職員・会員数		
団体の沿革 ※主な活動内容		
担当者	部　署	
	氏　名	
	連絡先	〒
	電話番号	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	

（様式５号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
福井市長　西行　茂　様

（提案者）

住所又は所在地	（〒　　　－　　　　）
商号又は名称	
代表者の職・氏名	㊞

参加辞退届

令和　　年　　月　　日付で申し込みました「福井市財産有効活用民間提案制度」への参加を辞退します。

（参考）

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（提案名）」に関する協定書

福井市（以下、「市」という。）と○○○○○（以下「交渉権者」という。）は、福井市財産有効活用民間提案制度における協議対象提案「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（提案名）」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議を行う。

（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から、協議対象提案の実施に係る○○契約の締結の日までとする。なお、その期間は最長で協定締結日から 1 年とし、本件の事業化に向けて、さらに期間が必要と認められる場合は、双方の合意の上、協定の期間を１年を超えない範囲で延長できるものとする。

（市の役割）

第３条　市は、本件の検討・協議のための連絡調整窓口を設置する。

２　市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整に協力する。

（交渉権者の役割）

第４条　交渉権者は、市との連絡調整窓口を設置する。

２　グループでの提案の場合、代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

５　交渉権者は、事業化に向けた協議に係る費用を負担する。

（秘密の保持）

第５条　交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではない。

（協議内容）
第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）
第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、市はこの協定を解除することができる。
（１）契約の効力が発生するよりも前に、交渉権者が「福井市財産有効活用民間提案制度【令和７年度募集要項】」に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
（２）社会情勢の急変等の事由により事業化が困難となり、交渉権者から事業化の辞退の申し出があったとき。
（３）交渉権者が事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。
（４）地域において、事業の実施について一定の理解を得られないとき。
（５）市が「審査結果通知」において示した付帯条件の達成が見込まれないと判断したとき。
（６）交渉権者及び市の詳細協議を行う中で、協定締結時点では知りえなかった事由により、事業化が困難と判断されたとき。
２　市は、協定の解除をするときは、書面によりその旨を交渉権者に通知しなければならない。

（協定の解除後の処理）
第９条　事由のいかんを問わず、協定が解除された場合には、市及び交渉権者に事業化のために生じた費用は各自の負担とし、市及び交渉権者において、相互に債権債務関係を生じないものとする。

（その他）
第１０条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、市と交渉権者が各自１通を保有する。
令和○年　○月　○日

福井市
福井県福井市大手３丁目１０番１号
福井市長　　　　　　　　　　　印
交渉権者
○○県○○市
○○株式会社　代表○○　○○　　　印